

## 瀬戸内市小規模企業者及び中小企業者振興条例（案）

瀬戸内市は、県都岡山市に隣接し、豊かな自然に恵まれ、古くから人が集い、人や産物が行き交う地であり、豊かな地域資源を活かした第一次産業を中心に地域経済が発展してきた。

また、本市における地域産業は、市内の事業所の大多数を占める小規模企業者及び中小企業者によって支えられ、当該企業者は、地域の経済と雇用を支える重要な担い手として、地域の発展と市民生活の向上に大きな貢献を果たしてきた。

さらに、人口減少の進行、急速な少子高齢化、経済活動のグローバル化の進展等、経済・社会構造が大きく変化している中で、持続可能なまちづくりを進めていくためには、地域産業の担い手である市内の小規模企業者及び中小企業者の活性化こそが最重要であり、小規模企業者及び中小企業者の創業・育成・維持・発展を地域で支援していく取組が重要である。

そこで、本市は、小規模企業者及び中小企業者の振興の基本理念を明確にし、地域が一体となって小規模企業者及び中小企業者を支援するとともに、本市の持続的な経済循環を促進し、市民にとって豊かで暮らしやすいまちを実現するため、この条例を制定する。

### （目的）

第1条 この条例は、小規模企業者及び中小企業者が経済発展に果たす役割の重要性に鑑み、市の小規模企業者等の振興に関し、その基本となる理念及び方針を定めるとともに、市、小規模企業者等、地域経済団体、大企業者、金融機関、学校、学術研究機関及び市民の役割等を明らかにし、もって地域経済の健全な発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 小規模企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項に規定する小規模企業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 中小企業者 中小企業基本法第2条第1項各号に掲げるものであって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (3) 小規模企業者等 小規模企業者及び中小企業者をいう。
- (4) 大企業者 小規模企業者等以外の事業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (5) 地域経済団体 商工会法（昭和35年法律第89号）の規定に基づく商工会その他の中小企業の振興を行う団体であって、市内に事務所を有するものをいう。
- (6) 金融機関 銀行、信用金庫その他の金融機関であって、市内の小規模企業者等の事業活動に対し、融資等の必要な支援を行うものをいう。

- (7) 学校 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 22 条、第 29 条、第 45 条、第 50 条及び第 124 条に規定する学校であって、市内に所在するものをいう。
- (8) 学術研究機関 市内で学術研究を行う者（学校教育法第 83 条に規定する大学を含む。）及び本市と包括連携協定を締結している大学をいう。
- (9) 市民 市内に在住し、在勤し又は在学する者をいう。

#### （基本理念）

第 3 条 小規模企業者等の振興は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 小規模企業者等の自主的かつ創造的な事業活動が尊重され及び助長されること。
- (2) 小規模企業者等の成長発展及び持続的な発展が図られること。
- (3) 地域に根差した産業の振興及び地域資源を活用した産業の振興が推進されること。
- (4) 市、地域経済団体、学校、学術研究機関、大企業者、金融機関及び市民の相互の連携及び協力が行われること。
- (5) 市の産業構造及び地域の特性に配慮すること。
- (6) 経済的社会的環境の変化に円滑に対応すること。

#### （小規模企業者等の役割）

第 4 条 小規模企業者等は、経済・社会情勢の変化に対応して自主的に事業活動の向上及び改善に努めるものとする。

- 2 小規模企業者等は、事業活動を行うに当たり、自主的に経営基盤の強化、人材の育成及び雇用環境の充実を図り、被雇用者が生きがい又は働きがいを実感できる職場づくりに努めるものとする。
- 3 小規模企業者等は、市が実施する小規模企業者等の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。
- 4 小規模企業者等は、市内の他の事業者との連携に努めるとともに、市内で生産され、製造され、又は加工される製品及び市内で提供される役務の利用に努めるものとする。
- 5 小規模企業者等は、地域社会を構成する一員として、地域社会との調和を図り、安心して暮らしやすい地域社会の実現に貢献するよう努めるものとする。

#### （地域経済団体の役割）

第 5 条 地域経済団体は、次に掲げる事項に努めるものとする。

- (1) 小規模企業者等の経営の安定及び向上の支援に積極的に取り組むとともに、市が実施する小規模企業者等の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。
- (2) 小規模企業者等に対し、事業活動に有効な国、県、市等の施策や支援事業の情報を提供するとともに、経営改善、創業及び事業承継等の支援に努めるものとする。

#### （大企業者の役割）

第 6 条 大企業者は、小規模企業者等の振興が市の経済活動の発展に重要な役割を果たすことを理解し、小規模企業者等との連携を図るとともに、市が実施する小規模企業者等

の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 大企業者は、小規模企業者等が生産し、製造し、又は加工する製品及び提供する役務の利用に努めるものとする。

#### （金融機関の役割）

第7条 金融機関は、小規模企業者等に対し、有益な情報提供、経営相談等の支援に努めるとともに、円滑な資金の調達及び経営の改善に協力するよう努めるものとする。

- 2 金融機関は、市が実施する小規模企業者等の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

#### （学校の役割）

第8条 学校は、教育を通じて、地域の産業について、人々の生活との関連を踏まえて理解が進むよう努めるものとする。

#### （学術研究機関の役割）

第9条 学術研究機関は、小規模企業者等が行う新商品及び新技術の開発等の支援、研究開発の協力等、産学連携の促進に努めるとともに、市が実施する小規模企業者等の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

#### （市民の理解と協力）

第10条 市民は、小規模企業者等が地域経済の発展及び市民生活の向上に重要な役割を果たしていることを理解し、小規模企業者等が生産し、製造し、又は加工する製品及び提供する役務の利用に努めることにより、小規模企業者等の健全な発展に協力するよう努めるものとする。

#### （市の責務）

第11条 市は、第3条の基本理念にのっとり、市の実情に応じた小規模企業者等の振興に関する施策を総合的に推進するものとし、その施策の推進に当たり、必要な情報の収集及び提供を行うものとする。

- 2 市は、小規模企業者等が豊かな地域社会づくりへの貢献又は地域住民の生活の向上及び交流の促進に寄与していることについて、市民の理解が深まるよう努めるものとする。
- 3 市は、前2項の規定による施策の実施に当たっては、国、県、地域経済団体等と連携及び協力を図ることにより、効果的に実施するよう努めるものとする。
- 4 市は、市の支出が伴う施策の企画、立案、実施及び予算の執行に当たり、小規模企業者等の受注機会の拡大につながるよう努めなければならない。

#### （財政上の措置）

第12条 市は、小規模企業者等の振興に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。